

静岡県告示第317号

令和6年4月9日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年4月9日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	御殿場大井線	駿東郡小山町竹之下字峠 3642番の4から	前	0.5~9.0	61.0
		駿東郡小山町竹之下字峠 3642番の2まで	後	6.9~18.6	93.0